

25川監公第15号

平成25年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 奥 宮 京 子

同 菅 原 進

同 宮 原 春 夫

監査の種別 定期監査

監査の対象 総務局

財政局

監査の範囲 平成24年度及び25年度の財務に関する事務の執行（必要に応じて他の年度も対象とする。）

監査の期間 平成25年9月2日から平成25年11月28日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

1 委託に係る成果物を適切に提出させるべきもの

市が発注した地域ポータルサイトアクセスキャンペーンにかかるWEB広報実施業務についてみたところ、発注仕様書で定めているレポート提出内容のうち、受託者による広報の総括が提出されていなかったため、適切に手続を行われたい。

（総務局情報管理部システム企画課）

2 検査確認等の委託に係る業務を適正に行うべきもの

川崎市職員録の有償頒布業務に係る収納事務委託契約書（以下「契約書」という。）第6条第1項によると、受託者は刊行物頒布代金を収納したときは、その収納金を収納の日の属する月の末日の翌日から起算して、指定金融機関等の8営業日を経過する日までに、払込みをしなければならないとされている。また、同条第2項によると、収納金の払込みをしたときは、報告書

を作成し報告しなければならないとされている。

この委託事務についてみたところ、平成24年度の業務終了後、有償頒布数に報告漏れ及び払込み漏れがあることが判明したため、報告漏れに係る有償頒布数の検査確認を行い、払込みがされていた。

毎月の委託業務を適正に履行するよう指示し、適切な検査確認事務を行うとともに、契約書第10条及び第13条に基づく損害賠償についても適切に手続を進められたい。

(総務局人事部人事課)

3 備蓄品等の管理を適切に行うべきもの

備蓄倉庫及び南部防災センターに保管している備蓄品等についてみたところ、これら備蓄品等の管理としては不十分な事例が次のとおりあったので、適切に管理されたい。

なお、南部防災センターの管理状況についてみたところ、防災拠点として維持する上で必要な修繕箇所や施設管理上改善すべき箇所も認められたため、関係局と十分に協議されたい。

- (1) 南部防災センターに保管しているリヤカー、車いすが梱包されているダンボールにカビ、腐食が発生するとともに荷崩れしている箇所があり、これらの備蓄品の使用に支障がないか十分に把握していなかった事例
- (2) 備蓄倉庫及び南部防災センターに保管している発電機について、備品票が貼付されておらず、また、廃棄済の発電機の不用処分手続が行われていないなど、財務システム上の備品使用票との整合を図っていなかった事例
- (3) 備蓄倉庫の備蓄品リストと現物に不一致が生じていた事例
- (4) 川崎市備蓄計画の配分計画数から除外された使用期限の切れるアルファ化米等の有効利用に当たり、使用申込と倉出報告を手続として定めている

が、遅延、報告漏れなど手続に不備があった事例

なお、引き続きアルファ化米等の有効利用に努められたい。

(総務局危機管理室)

4 準工作物の効果的な管理について検討すべきもの

工作物取扱要領第6条によると、各財産管理主任は準工作物としての取扱いをするものについて、年度末一覧表を作成し財政局長に報告することとされているが、平成21年度の財産管理台帳システムの稼働後、この報告手続を実施せず、更新された台帳の確認手続を行っていなかった。

財産管理台帳システムを活用し、準工作物の管理がより確実かつ効果的に行われるよう検討されたい。

(財政局資産管理部資産運用課)

5 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあつたので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 支払期限内に支出すべきもの

ア 対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき相手方の支払請求日から15日以内に支払をしていなかった事例

(財政局財政部庶務課、同資金課、資産管理部資産運用課)

イ 定期支払の手続を行っている賃借料について、定められた期日までに支払をしていなかった事例

(総務局情報管理部行政情報課、財政局財政部庶務課)

(2) 支出事務を適正に行うべきもの

納入された物品について、その支払が漏れていた事例

(総務局危機管理室)

(3) 検査確認を適正に行うべきもの

リースした機器の賃借料支払に当たり、検査確認済みを証する書類を作成していなかった事例

(財政局財政部財政課)

(4) 納品書を適正に保存すべきもの

購入した物品の納品書を一部保存していなかった事例

(総務局総務部庶務課、情報管理部公文書館、財政局財政部財政課)

(5) タクシー利用に係る調査を適正に行うべきもの

各課から提出される使用連絡票において記入漏れがあり、使用内容の確認が不十分だった事例

(総務局総務部庁舎管理課)

(6) 時間外勤務手当の支給事務を適正に行うべきもの

ア 勤務時間の誤入力により時間外勤務手当の支給額に誤りがあった事例

(総務局人事部人事課)

イ 時間外申請時に、取得した休憩時間分を実際の勤務時間から短縮して申請していた事例

(総務局情報管理部公文書館)

(7) 時間外勤務手当の立替払に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市職員共済組合の業務に係る時間外勤務手当を市が立替払していることについて、立替払の根拠となる協定書等が取り交わされていない事例

(総務局人事部労務課、同共済課)

(8) 協定書の締結を適正に行うべきもの

川崎市優良業者表彰式に係る費用負担に関する協定書が当該表彰式終了後に締結されていた事例

(財政局資産管理部検査課)

(9) 適切な時期に変更契約手続を行うべきもの

I R活動支援等業務委託について、契約期間中に複数の委託業務変更の必要が生じたものの、変更した業務の履行後に一括して変更契約手続を行っていた事例

(財政局財政部資金課)

(10) 備品管理を適正に行うべきもの

ア 所在不明となっていた事例

(財政局しんゆり市税事務所市民税課)

イ 不用処分を行っていなかったことにより、廃棄した備品が出納簿に記載されていた事例

(総務局秘書部秘書課、人事部労務課、危機管理室、財政局かわさき市税事務所市民税課、同納税課、みぞのくち市税事務所納税課、同こすぎ分室)

ウ 誤って不用処分手続を行っていた事例

(総務局情報管理部システム管理課)

エ 備品登録が行われていなかった事例

(財政局財政部資金課)

オ 備品票が貼付されていなかった事例

(総務局危機管理室)

カ 使用者及び使用区分の決定がされていなかった事例

(総務局市民情報室、人材育成センター人材育成課、財政局みぞのくち市税事務所こすぎ分室)

キ 備品の使用者が誤っていた事例

(総務局国際施策調整室、人材育成センター人材育成課、財政局滞納債権対策室)

ク 備品の使用者が変更されていなかった事例

(財政局かわさき市税事務所市民税課、同納税課)

(11) 消耗品の出納管理事務を適正に行うべきもの

切手、薬品等について、物品交付請求手続を行っていないことなどにより、出納簿と現存数が一致しなかった事例

(総務局総務部庶務課、人事部人事課、行財政改革室、財政局財政部庶務課)

(12) 行政財産の管理を適切に行うべきもの

南部防災センターにおいて、行政財産使用許可の範囲を越えて通路部分に冷蔵庫等の設備が設置されていた事例

(総務局危機管理室)

(13) 会計職員の任命手続を適正に行うべきもの

金銭出納員又は物品出納員を任命していなかった事例

(総務局東京事務所、財政局税務部収納対策課)

監査の種別 定期監査

監査の対象 財政局（税務部）

監査の範囲 市税の徴収事務

監査の期間 平成25年9月2日から平成25年11月28日まで

監査の結果

今回の監査は、市税の徴収事務が適切に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

1 決定通知書の記載を適正に行うべきもの

地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の5によると、地方公共団体の長は、滞納者に一定の事由がある場合で、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、滞納処分による財産の換価を猶予することができる。とされている。

この換価猶予の手続についてみたところ、固定資産税及び都市計画税に係る換価猶予決定通知書の分割納付計画の金額が猶予金額と異なっていた事例があったので、通知書の記載については適正を期されたい。

（みぞのくち市税事務所納税課）

2 徴収猶予の手続を適正に行うべきもの

地方税法第15条第1項によると、地方公共団体の長は、納税者がその地方公共団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、その徴収を猶予することができる。とされている。また、同条第3項によると、徴収を猶予した場合において、その猶予

をした期間内にその猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請により、その期間を延長することができるかとされている。

市民税及び県民税に係るこの徴収猶予の手續についてみたところ、当初決定した徴収猶予の適用期間が満了したにもかかわらず、納税者からの申請がないまま、適用を継続していた事例があった。

他の納税者との公平性の観点からも、徴収猶予の適用に際しては適正な手續を行われたい。

(しんゆり市税事務所納税課)